

意見・証明書及び登園届

2019年3月

担当医師様

久宝まぶねこども園
園長 五十嵐 宏枝

証明依頼について（お願い）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より学校保健法に関し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本園児は学校保健安全法に基づく学校感染症により園を欠席する旨の連絡がありました。

つきましては、ご診察いただき、結果を下記の証明書の作成をお願い致します。

なお、文書作成料についてはご配慮のほどお願いします。

意見・証明書及び登園届

患者氏名	(男・女)	医療機関名
生年月日	年 月 日 生まれ	医師

月 日に受診した結果、下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則に基づき療養を指示していましたが、月 日の診断の結果、感染のおそれがきわめて少なくなったので、月 日以降の登園が可能であると判断しました。

※プール・スイミングの入水許可日 月 日

- *第1種感染症 () 【治癒】
- *第2種感染症 インフルエンザ(A型・B型・その他) 麻しん
- 風疹(三日ばしか) 百日咳 水痘(水ぼうそう)
- 咽頭結膜熱(プール熱) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- 結核及び侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)
- *第3種感染症 急性出血性結膜炎 腸管出血大腸菌感染症(O157,O26,O111等)
- 流行性角結膜炎(はやり目) パラチフス 細菌性赤痢
- 腸チフス コレラ
- *第3種その他の感染症【①～④は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの】
- ①A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症) ②アデノウイルス感染症
- ③感染性胃腸炎(ロタウイルス・ノロウイルス・アデノウイルスなどによるもの)
- ④急性細気管支炎(主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)
- A型肝炎
- 【その他、個人の療養効果を重視した感染症】
- 単純ヘルペス歯肉口内炎 マイコプラズマ感染症/異型肺炎
- 手足口病 突発性発疹症 ヘルパンギーナ 帯状疱疹
- *症状により登園可能な疾患や、適切な対応が求められる感染症として
- ウイルス性肝炎 頭じらみ 伝染性紅班(りんご病)
- 伝染性膿痂疹(とびひ) 疥癬 伝染性軟属腫(水いぼ)
- B型肝炎

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 よだれを伴う口内痛・口内炎 がんこな咳嗽 原因不明の発しん

発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛 この24時間以内に複数回の嘔吐 唾液腺の腫大

その他の疾患・感染症 ()

上記の疾患や感染症では、ありませんでした。登園・集団生活に支障がありません。

*以下は、保護者が記入してください。

登園届

上記の通り、医師の集団生活に支障がないという証明により 月 日より登園致します。

年 月 日 保護者名 印